

## 人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業業務委託仕様書（案）

### 1 目的

様々な媒体や手法を用いて効果的に啓発活動を展開することにより、広く県民の人権意識の普及高揚を図る。

### 2 業務の名称

人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業業務

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

### 4 業務委託の内容

#### (1) テレビCMの放送

##### ア 内容

宮崎県庁動画ポータルサイト「楠並木ちゃんねる」に掲載しているCM「一人ひとりが多様な性の当事者です」の放送。データは宮崎県人権啓発推進協議会（以下「協議会」という。）が提供する。

##### イ 放送局

MRT（宮崎放送）及びUMK（テレビ宮崎）

##### ウ 放送期間

- ①令和7年8月1日から31日まで（人権啓発強調月間）
- ②令和7年12月4日から10日まで（人権週間）

##### エ 放送回数及び放送時間帯

- ①人権啓発強調月間 80回以上
- ②人権週間 20回以上

放送時間帯は提案による。

##### オ 留意事項

現下の状況に鑑み、株式会社フジテレビジョンが提供する番組内での放送は協議会との協議によるものとする。

#### (2) ポスター制作

人権について理解を深めるためのポスターを、次により制作すること。

##### ア 規格

B2版、片面カラー4色、コート紙、110kg

##### イ 作成枚数等

- 1,500枚（協議会納品分約720枚、発送分約780枚）
- ・協議会納品分のうち、570枚を8つ折りとすること。
  - ・発送分は協議会が提供するかがみを添付し、別紙送付先（約90箇所）に送付すること。
  - ・発送費用は受託先が負担すること。

##### ウ テーマ等

以下の趣旨の文言等を含むものとする。

- ①「8月は人権啓発強調月間 12月4日から10日は人権週間です」

- ②「宮崎県・宮崎県人権啓発推進協議会」及び宮崎県人権啓発シンボルマークを活用すること（素材は後日提供）
- ③人権相談窓口電話番号（0985-26-0238）
- ④県人権ホームページ及び県人権啓発推進協議会 Instagram の二次元コード

エ 納入期限

令和7年7月18日（金）

### (3) 映画上映会

ア 日程

令和7年8月中の1日

イ 場所

県内1か所（受託者において確保）

ウ 内容

- ①人権啓発に関する映画上映会
- ②ゲストによるトークショー

エ 業務内容

作品選定、シナリオ作成、場所の確保、広報、当日の運営、出演者対応等

オ 留意事項

- ・荒天の場合の対応等も想定すること。
- ・参加費は無料とすること。

### (4) 啓発イベント

人権の大切さについて感じ、楽しく学べる「来場者参加型」のイベントを実施すること。メインターゲットは、小学生以下の子どもがいるファミリー層とする。

ア 日程

令和7年12月6日（土）（困難な場合はその他の日程も可）

イ 場所

下記「ウ イベント内容」の実施が可能な県内の施設（受託者において確保）

ウ イベント内容

- ①ステージイベント（キャラクターショー、コンサート等）
- ②講演・トークショー（手話通訳又は字幕表示を行うこと）
- ③各種ブース出店
- ④景品付きクイズスタンプラリー
- ⑤その他来場者の増加が期待される人権に関する内容

エ 業務内容

企画構成、シナリオ作成、場所の確保、広報、当日の運営、出演者対応等

オ 留意事項

- ・「多様な性（性的マイノリティ）」に関する内容を1つ以上盛り込むこと。
- ・来場者が情報の受け手としてだけでなく、楽しく参加して人権について学べる企画内容を提案すること。
- ・県内の様々な個人や団体等と連携した内容とすること。
- ・参加費は全て無料とすること。
- ・食料費の支出及びブース出店料の徴収は不可。

## (5) パネル展示

令和7年度「人権に関する作品（図画・ポスター、作文）」優秀作品パネル（A2サイズ、協議会で作成）の展示を行うこと。

### ア 日程

人権週間（令和7年12月4日から10日まで）に近接する7日間程度

### イ 場所

多くの来場者が見込まれる県内の施設（受託者において確保）

なお、県においてイオンモール宮崎1階レストランコートを上記アの時期に確保する予定であり、使用可能である（具体的な日程は10月頃に確定）。

### ウ パネルについて

- ・協議会で11月下旬頃までに作成する（A2サイズ、32枚程度）。
- ・令和6年度に展示した作品（優秀作品）を県人権ホームページに掲載中（<https://www.m-jinken.jp/project/art/>）。

## (6) Instagram 広報

下記①から④及び関連事業について、協議会 Instagram アカウント(@jinkenger)による広報を実施すること。

①プライド月間（6月）	3回程度	
②人権啓発強調月間（8月）	4回程度	
③人権週間（12月4日から10日）	4回程度	
④その他の期間	2回程度	計13回程度

※企画提案書に、投稿イメージ1案を記載すること。

## (7) その他パブリシティ

本事業をより効果的に実施するためのパブリシティ等を企画し、実施すること。